資料３

2022年6月6日

パーミッションレス型ステーブルコインの本邦取扱いに向けて

一般社団法人 日本暗号資産取引業協会

一般社団法人日本暗号資産取引業協会（以下「当協会」という。）は、金融審議会「資金決済ワーキング・グループ」及び本「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」（以下、これらを総称して「本研究会等」という。）が設置された当初から、本研究会等における議論の動向を注視しており、本邦におけるパーミッションレス型ステーブルコインの取扱いに向けた議論を様々なステークホルダーの方々と行ってきた。2022年3月4日には「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」（以下「改正法案」という。）が国会に提出され、ステーブルコインを取り扱う事業者を念頭に置いた「電子決済手段等取引業」等の制度が新たに導入されている。

当協会においては、従前の議論及び改正法案の内容を踏まえつつ、暗号資産交換業の自主規制団体としての実務的視点から、今後パーミッションレス型ステーブルコインを取り扱う事業者に対して適用され得る下部法令の立案や監督上の運用に際して留意いただきたい点について、以下のとおり意見する。

１　イノベーション支援とマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策のバランス

暗号資産の文脈ではあるものの、当協会においては、足元の国際情勢等も踏まえ、自主規制規則等の一部改正を行い、利用者の依頼を受けて暗号資産の送付を行う暗号資産交換業者は、送付依頼人と受取人に関する一定の事項を送付先となる受取人側の暗号資産交換業者に通知しなければならない、とする、通称トラベルルールの導入を順次進めている。また、2022年4月20日には、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）を一部改正する法律案が通常国会において成立、同5月10日に施行開始しており、暗号資産取引が資本取引規制の対象となったほか、暗号資産交換業者には資産凍結措置に係る確認義務が課せられることとなっており、暗号資産に関して、実効的なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（以下「AML/CFT」という。）が強化されている。

さらに、ステーブルコインの文脈においても、後述するFATFガイダンス等において、ステーブルコイン取引に対するリスク低減の在り方等が提示されているほか、改正法案においても、（ステーブルコインを取り扱う事業者である）電子決済手段等取引業者に対して本人確認義務や暗号資産取引と同水準のトラベルルールが適用されるなど、国内外において、ステーブルコインに関する実効的なAML/CFTの対応が求められている。

これに対して、世界的なブロックチェーン経済圏においては、その技術を用いたDX、フィンテック、NFT（非代替性トークン）、メタバース、DeFi（分散型金融）、DAO（自律分散型組織）など様々な形態でのイノベーション、ビジネスが勃興している。例えば、米国において

は、バイデン大統領が2022年3月9日「暗号資産の責任ある開発を確保する大統領令」（注[1]）に署名し、消費者保護、金融システムの安定及び不正防止を関係省庁に命じる一方で、急速に発展するデジタル資産に関する領域においてイノベーションを支援し、技術的リーダーシップを維持することを優先事項として掲げている。

また、本邦においても、2022年４月26日に自民党政務調査会デジタル社会推進本部（本部長：平井卓也衆院議員）により「デジタル・ニッポン2022 ～デジタルによる新しい資本主義への挑戦～」（注[2]）が公表され、同公表文の中では「Web3.0が持つ（中略）特徴は、新しい資本主義や、デジタル田園都市国家構想に資すると想定される」（31頁）と明言されている。また、2022年5月26日に開かれた衆議院予算委員会においても、岸田首相から「Web3.0時代の到来を踏まえて、（中略）新たなデジタルサービスを取り込んでいくことがこの国の更なる経済成長の実現につながっていくと確信をしている」との答弁が見られた。

このように、暗号資産やステーブルコインに関して、AML/CFTに限らず、顧客保護等の「守り」の強化は引き続き求められて然るべきであるものの、先述の各国リーダーの動向を見ても、デジタル経済における国際競争を意識していることは明らかであり、その中心戦略にはブロックチェーンやデジタル資産を据えている。当協会においても、この「守り」と「攻め」としてのイノベーション支援のバランスが重要であると認識している。

２　P2P取引に対するリスクベース・アプローチでの対応

FATF（金融活動作業部会）は、2021年10月28日に「暗号資産及び暗号資産交換業者に対するリスクベース・アプローチに関するガイダンス」（注[3]）（以下「FATFガイダンス」という。）を改訂し、暗号資産やステーブルコインに対するFATF基準の適用のほか、個人間で行われる取引（P2P取引）のリスク及びリスク低減策の在り方等を示している。

示されたリスク低減策の中には、暗号資産交換業者その他のライセンスホルダー以外への送付を認めない、との方策も選択肢の一つとして示されているものの（注[4]）、暗号資産交換業者等に対してアンホステッド・ウォレット（unhosted wallet）との取引についてより厳しい記録義務等を課す、アンホステッド・ウォレットとの取引を行う暗号資産交換業者に対するAML/CFT水準の引上げを行う等の策が併せて提示されており、FATFは、リスクベース・アプローチ（以降「RBA」という。）の観点から、各国当局に対してあくまでも自国のリスクに応じた低減措置を講じることを求めているものと思料される。

FATFは、ステーブルコインが一般的な暗号資産と比べて、マス・アダプション（mass-adoption）されやすい特性を有することから、よりマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクが高いと指摘している。しかし、現状のユースケースを見てみると、パーミッションレス型ステ

---

[1] 原題 “Executive Order on Ensuring Responsible Development of Digital Assets”（https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2022/03/09/fact-sheet-president-biden-to-sign-executive-order-on-ensuring-responsible-innovation-in-digital-assets/）

[2] https://www.jimin.jp/news/policy/203427.html

[3] 原題 ”Updated Guidance for a risk-based approach to Virtual Assets and Virtual Asset Service Providers”（https://www.fatf-gafi.org/media/fatf/documents/recommendations/Updated-Guidance-VA-VASP.pd）

[4] 第106項 d. “obliging VASPs to facilitate transactions only to/from VASPs and other obliged entities”との記載がある。（40頁）

ーブルコインの取引の大半が、あくまで暗号資産やNFTその他のブロックチェーン経済圏での利用に止まっており、FATFが危惧する、日常経済における決済手段としての利用には至っておらず、今後も（特に先進国においては）引き続きその可能性は低いと考えられる（注[5]）。

このような現状において、ステーブルコインのP2P取引やアンホステッド・ウォレットとの取引について、上記のRBAに基づくリスク低減措置の枠を超える一律の規制を、日本が国際社会に先駆けて導入してしまえば、本邦のブロックチェーン経済圏の勢いを削ぎ、イノベーションの芽を摘んでしまう懸念があるほか、日本居住者がAML/CFT規制の緩い国や無登録業者との取引に流れてしまい、監督上の対応や取締りが極めて困難になる等の弊害が大きいと思われる。

３　結語

以上のとおり、ステーブルコインのP2P取引への規制の考え方として、AML/CFTの観点が重要でありつつも、あくまでRBAに基づいた対応が原則であって、過度な規制は、規制当局、事業者、利用者三方にとって必ずしも良い影響をもたらさない。また、顧客保護等に伴う規制強化とイノベーション促進とのバランスをひとたび誤れば、今後のデジタル経済における我が国の国際競争において、現在先行する欧米との格差が更に広がりかねない。

したがって、当協会としては、今後の下部法令の立案や監督上の運用においては、P2P取引を一律禁止するのではなく、イノベーションに配慮しつつ、リスクに応じたきめ細やかな対応（例えば、前述のトラベルルール運用をはじめ、事業者による顧客の本人確認やブロックチェーン分析を用いたモニタリングその他のリスク低減措置を組み合わせた実効性ある対応）を図っていくことを期待したい。

以上

[5] この背景には様々あるものの、一つには、特に先進国における決済手段の利便性がすでに十分高いことが一因として考えられる。例えば、日本においてはクレジットカードやICカード、QRコードによって、決済が速やかにその場で完結することから、あえて（若干の）ボラティリティが存在し、ウォレット等での管理が必要となるステーブルコインを決済に使う必要がない。